持続可能な観光地形成に向けた２次交通推進モデル事業（北谷直行バス等）

委託業務企画提案仕様書（案）

１　業務名

　　持続可能な観光地形成に向けた２次交通推進モデル事業（北谷直行バス等）

２　業務期間

　　契約締結日から令和７年２月16日まで

３　業務目的

那覇空港から北谷町美浜アメリカンビレッジまでの直行バス等を実証実験として運行することで、レンタカーに頼らない観光２次交通を確保するとともに、慢性的に駐車場不足である美浜駐車場を可視化することで、バス利用促進を図る。

４　委託業務の内容（直行バス等）

　　以下の条件等に従い、バスを運行する事業者（以下「バス事業者」という。）を募集するとともに、バス事業者と調整のうえ、実証実験としてバスを運行すること。

1. 運行形態

ア　受託事業者は、道路運送法第21条に基づき、実証実験として運行するものとする。

イ　ただし、実証実験後は、原則、同法第４条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得し、同法第５条に基づく一般乗合旅客運送事業の申請を行うことを前提するため、バス事業者は、実証実験後の自走化を見据え、令和６年度は実証実験として運行すること。

⑵　運行路線（ルート）及び頻度

ア　那覇空港と沖縄県が北谷町美浜駐車場に設置する交通広場（以下「交通広場」という。）を結ぶ路線であって、他のバス停に停車しない直行バス（以下「直行バス」という。）を１日2.5往復以上運行すること。

イ　アの直行バスのほか、路線の自走化を目指した取組の一環として、那覇空港を起点とし、他のバス停を通過したうえで、交通広場まで運行する路線（以下「一部停車バス」という。）を検討すること。ただし、本事業の目的等を鑑み、停車するバス停は１、２ヵ所程度とするものとし、運行するかどうかの提案を含め、事業者の判断とする。

⑶　運行時刻

ア　直行バスについては、那覇空港を利用する観光客の需要（飛行機（国内線・国際線）のダイヤ等と連動すること）に応じた運行時刻とする。ただし、既存のバスの運行時刻と重複しないこと。

イ　一部停車バスを運行する場合は、直行バスや既存のバスの運行時刻と重複しないよう、十分に調整を行うこと。

⑷　運賃、決済方法及び運賃の取り扱い

ア　直行バスの運賃（消費税及び地方消費税含む）は、次のとおりとする。

１回あたりの利用につき、大人（中高生含む）1,000円

１回あたりの利用につき、小人（小学生）　　 500円

ただし、未就学児は無料

イ　直行バスの決済方法は、次のとおりとする。

現金のほか、交通企画券（販売は運行事業者のほか、那覇空港の観光案内所を運営する事業者、交通広場を管理する事業者、北谷町美浜にあるホテル等を運営する事業者など、利用者の利便性を考慮した販売先を検討すること）やＩＣカード、クレジットカード、電子チケットなどのキャッシュレス端末機での決済も可能とする。

ウ　直行バスの運賃は、バス事業者又は受託事業者の収入として管理し、委託料精算時は運賃収入を差し引いた額を支払うものとする。

エ　一部停車バスを運行する場合は、直行バスに係る運賃、決済方法及び運賃の取り扱いを参考に提案事業者において具体的に提案すること。

⑸　運行期間

ア　実証実験の運行期間は、令和６年７月25日から令和７年２月16日までとする。

イ　そのため、運行期間開始前までに、⑴のアに定める許可を受けるとともに、必要に応じて運転手の事前研修を実施すること。

⑹　その他留意事項

ア　バスの運行にあたっては、沖縄県バス協会と意見交換を行うとともに、既存のバス路線と重複し、民業圧迫とならないように注意すること。

イ　バスの利用実績については、運行時刻ごとに把握し、今後の自走化に向け整理すること。なお、利用実績については、実証実験であることを踏まえ、公表することを前提とする。

ウ　道路運送法など関係法令を順守するとともに、バス利用者が安全・安心に乗車出来るように努めること。

５　委託業務の内容（美浜駐車場の可視化）

北谷町美浜駐車場の駐車場不足や周辺の交通渋滞の緩和を図るため、美浜駐車場の混雑状況を正確に把握し、リアルタイムで駐車場の満空状況を発信するシステムを構築するとともに、構築したシステムを県民及び観光客に広く周知すること。

６　業務の実施状況に関する事項

1. 本業務の進捗状況を、原則、毎翌月10日までに沖縄県に報告すること。
2. 本業務は、精算条項を設けた概算契約により委託契約を締結しているため業務完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

７　事業の成果品及び著作権

⑴　業務完了報告書として、業務活動報告等を記載した報告書（冊子版50部及びＰＤＦ版）を納品すること。あわせて、報告書概要版についてもpower point等の電子データにて納品すること。

⑵　当該成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業　務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

８　業務の再委託についての留意事項

⑴　一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

⑵　再委託の制限

上記 ⑴ で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

1. 契約金額の50 ％を超える業務（ただし、バスの運行に要する費用は除く）
2. 企画判断､管理運営､指導監督､確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
3. 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

⑶　再委託の範囲

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。ただし、委託業務の内容そのものの業務ではなく、本業務委託契約の履行に必要な物品の仕入れ、役務の提供など、本業務委託契約を遂行するうえで必要な直接経費であって、第三者において、企画判断や管理運営等を伴わない経費（契約金額が100万円未満に限る）は再委託には該当しない。

1. データの収集に必要な調査業務
2. 収集・整理したデータの確認など、第３者による確認が必要な業務
3. 実証実験として実施するバスの運行
4. その他、本事業に必要な業務であって、知事が必要と認めた業務

⑷　再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、上記 ⑶ の業務のうち、契約金額が100万円未満の業務及び以下に定める業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

1. 資料の収集・整理
2. 複写・印刷・製本
3. 原稿・データの入力及び集計
4. その他、上記以外の簡易な業務であって、県と別途協議を行った業務

９　委託経費の内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 経　費 | 内　容 |
| １　直接人件費 | 必要経費を計上 |
| ２　直接経費  備品購入費  　　　消耗品費  委託費  広告宣伝費 | 必要経費を計上  必要経費を計上  バス運行に係る経費  （運転手手配、車両借上、車両管理、損害保険、燃料費等を含む）  必要経費を計上 |
| ３　一般管理費 | （１直接人件費＋２直接経費－委託費）×10％以内 |
| ４　消費税 | 10％を計上 |

　　※委託費の計上は、委託に要した金額から運賃収入を差し引くこと。

（本仕様書⑷ウの運賃取扱を参照）

10　その他の留意事項

1. 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託事業者は経　理管理にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30 年法律第179 号）に基づき、適正に執行する必要がある。

⑵　本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。